

尾張旭市選挙管理委員会（令和4年第10回）会議録

- 1 開催日時
令和4年11月15日（火）
開会 午前10時
閉会 午前10時40分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 3階 303会議室
- 3 出席委員
委員長 赤尾勝男
委員 森賀則、堤美昭
- 4 欠席委員
1名 加藤隆広
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 大内裕之、次長 杉浦敬典、係長 堺和彦、書記 森重雄太
- 7 議題
付議議案一覧のとおり
- 8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから第10回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>会議に先立ちまして、本日は、加藤委員から欠席届が提出されておりますが、地方自治法第189条第1項の規定により3名以上の委員の出席で委員会は開催できますので、本委員会は有効に成立しております。</p> <p>本日の議案は、令和5年1月15日執行の市長選挙及び令和5年2月5日執行の愛知県知事選挙関係の21議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いします。</p>
-----	--

<p>委員長</p>	<p>改めましておはようございます。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。</p> <p>第9回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。</p> <p>第34号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>第34号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法施行令第17条ただし書の規定により、市の選挙管理委員会は、名簿登録者が市の区域内の他の投票区の区域に住所を移したこと（すなわち市内転居）を知ったときは、登録の移替えをしなければならないとされておりますが、任期満了による選挙の場合、任期が終わる日の前60日から選挙期日まではその登録の移替えを延期することができるかと規定されています。</p> <p>選挙のお知らせの発送準備等に必要な期間を考慮し、登録の移替えを令和4年12月27日から選挙期日までの移動分について、延期しようとするものでございます。</p>

	第 3 4 号議案の説明は以上でございます。
委員長	では、第 3 4 号議案について、ご質問等はございませんか。
委 員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、第 3 4 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員挙手 (原案可決)
委員長	第 3 4 号議案は可決されました。 続きまして、第 3 5 号議案「投票所の指定について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	では第 3 5 号議案「投票所の指定について」説明いたします。 この案につきましては、市長選挙の投票所を、尾張旭市公職選挙管理規程第 8 条により定められた 2 1 の投票区に下記のとおり指定しようとするものでございます。なお、前回からの変更はございません。第 3 5 号議案の説明は以上でございます。

委員長	では、第 3 5 号議案について、何かご質問等はございませんか。
委員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第 3 5 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手 (原案可決)
委員長	第 3 5 号議案は可決されました。 続きまして、第 3 6 号議案「期日前投票所の指定について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	第 3 6 号議案「期日前投票所の指定について」、説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第 4 8 条の 2 第 6 項の読替規定による同法第 3 9 条の規定により市長選挙の期日前投票所を尾張旭市役所に指定しようとするものでございます。 第 3 6 号議案の説明は以上でございます。
委員長	では、第 3 6 号議案について、何かご質問等はございませんか。

委員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第36号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第36号議案は可決されました。 続きまして、第37号議案「選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>第37号議案「選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第43条の規定により、期日前投票を行おうとする日に選挙権を有しないものは投票することができないものとされており、同法第28条の規定に基づき、選挙期間中に、死亡者または国籍喪失者、転出後4か月を経過した者について、日々、経過する毎に抹消を行おうとするものでございます。</p> <p>具体的に申し上げますと、市長選挙に関しましては、基準日が1月7日であり、選挙時登録の際に、1月6日までの転出者は抹消されます。</p> <p>選挙期間中は、日々、転出された方が転出してから4か月を経過することになり、理論上は毎日選挙管理委員会を開催して、抹消の議決をいただくこととなります。しかしなが</p>

	<p>ら、毎日選挙管理委員会を開催することは事実上困難であるため、あらかじめ「抹消事由に該当するに至った選挙人を選挙人名簿から抹消する」といった議決を行うことが認められております。本議案の議決をいただくことで、選挙期間中に死亡及び国籍喪失者や転出4か月を経過した方を日々名簿から抹消しながら期日前投票を行うこととなります。</p> <p>第37号議案の説明は以上です。</p>
委員長	<p>では、第37号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、第37号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第37号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第38号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時決定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第38号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲</p>

	<p>載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第175条第3項の規定により、投票所内の氏名掲示の掲載の順序は、市の選挙管理委員会がくじで定める順序によるとされています。このため、市長選挙に係る当該くじを行う場所を尾張旭市役所、日時を告示日であります令和5年1月8日の午後5時15分と定めようとするものでございます。</p> <p>第38号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第38号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。第38号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第38号議案は可決されました。</p> <p>次に、第39号議案「ポスター掲示場の区画数の決定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第39号議案「ポスター掲示場の区画数の決定につい</p>

	<p>て」説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第144条の2第8項の規定により設置するポスター掲示場の区画数について、尾張旭市の議会の議員及び長の選挙におけるポスターの掲示場に関する規程第3条第1項の規定に基づきまして、6区画と定めようとするものでございます。</p> <p>なお、掲示場の形態は、規程で2段と3段の形が様式で定められており、それらに準じて設置すると規定しておりますので、今回は2段のものとし、上段右端を「1」とし順次下段へ「2」とし、次いで左へ上段から下段に番号を付し、以後、同じ方法により6番までを配列するものでございます。</p> <p>第39号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第39号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第39号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第39号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第40号議案「投票用紙の決定について」、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>では、第40号議案「投票用紙の決定について」説明します。</p> <p>公職選挙法第45条第2項の規定により、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の投票用紙の様式は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定めることとなっており、尾張旭市公職選挙管理規程第11条においてその様式が規定されております。</p> <p>また、同規程において投票用紙の色、様式については選挙の都度、選挙管理委員会において定めると規定されておりますので、市長選挙において、点字投票によらない投票用紙の色を桃色、様式を下図のとおり片面印刷によるものと定め、規格を縦12.8cm、横8.0cmとするものでございます。併せて、点字投票による投票用紙の色をクリーム、様式を議案の図のとおり定め、規格を縦12.8cm、横18.0cmとするものでございます。</p> <p>第40号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第40号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第40号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>

<p>委員長</p>	<p>第40号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第41号議案「選挙会の場所及び日時の決定について」、第42号議案「開票事務と選挙会事務の合同について」は関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず、第41号議案「選挙会の場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第77条及び78条の規定により選挙会の場所は、当該選挙を管理する選挙管理委員会の指定した場所に設けることとなっておりますので、市長選挙の選挙会の場所を尾張旭市総合体育館2階競技場（アリーナ）、日時を令和5年1月15日午後9時からと定めようとするものでございます。</p> <p>次に第42号議案「開票事務と選挙会事務の合同について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第79条の規定により、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において選挙会の区域と開票区の区域が同一である場合には、開票事務を選挙会場において選挙会の事務に併せて行うことができると規定されておりますので、市長選挙の開票事務を選挙会事務に併せて行おうとするものでございます。</p> <p>第41号議案、第42号議案の説明は以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、第41号議案、第42号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>

委員	(なし)
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第４１号議案、第４２号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第４１号議案、第４２号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第４３号議案「選挙長及びその職務を代理すべき者の選任について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第４３号議案「選挙長及びその職務を代理すべき者の選任について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第７５条第３項及び同法施行令第８０条第１項の規定により、市長選挙の選挙会に関する事務を担当する選挙長及び職務代理者を選任しようとするものでございまして、選挙長には赤尾委員長を、選挙長の職務代理者には森委員にお願いしようとするものでございます。</p> <p>第４３号議案の説明は、以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第４３号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>

委員	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第43号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第43号議案は可決されました。 続きまして、第44号議案「選挙立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」事務局から説明をお願いします。
事務局	では、第44号議案「選挙立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第76条の規定により準用する第62条の規定により、公職の候補者は、選挙立会人となるべき者を1人定めて、選挙の期日前3日までに市の選挙管理委員会に届け出ることができるとされており、その立会人が10人を超えるときは、市の選管がくじで定めた10人とするようになっております。このため、市長選挙の選挙立会人を定めるために行うくじの場所を尾張旭市役所、日時を令和5年1月12日の午後5時15分に定めようとするものでございます。なお、選挙立会人の届出は1月12日の午後5時までとなっております。 第44号議案の説明は以上でございます。

委員長	では、第44号議案について、何かご質問等はありませんか。
委員	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第44号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第44号議案は可決されました。 続きまして、第45号議案「選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」事務局から説明をお願いします。
事務局	では第45号議案「選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」ご説明いたします。 この案につきましては、尾張旭市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程第7条の規定により、選挙公報の掲載文を掲載する順序を定めるために行うくじの場所を尾張旭市役所、日時を告示日であります令和5年1月8日の午後5時15分からと定めようとするものでございます。 第45号議案の説明は以上でございます。

委員長	では、第４５号議案について、何かご質問等はありませんか。
委員	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第４５号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第４５号議案は可決されました。 続きまして、第４６号議案「選挙時登録の被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日の決定について」について事務局より説明をお願いします。
事務局	では、第４６号議案「選挙時登録の被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日の決定について」、ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第２２条第３項の規定により、市の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定めるところにより、選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならないとされております。 今回の尾張旭市長選挙に関する事務を管理するのは、本選挙

	<p>管理委員会のため、この選挙人名簿の登録にあたり、基準日を令和5年1月7日、ただし年齢につきましては1月15日、登録日を1月7日と定めようとするものでございます。</p> <p>第46号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第46号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第46号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第46号議案は可決されました。</p> <p>以降、愛知県知事選挙関係の議題に移ります。</p> <p>なお、第47号議案から第51号議案までは、先に説明した第34号議案から第38号議案までと内容が重複しますので、まとめて、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第47号議案から第51号議案までまとめて説明します。まず、第47号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」ですが、この案につきましては、先の第</p>

	<p>34号議案と同様の内容で、愛知県知事選挙についての移替え延期について定めようとするものです。こちらも選挙のお知らせの発送準備等に必要な期間を考慮し、登録の移替えを令和5年1月7日から選挙期日までの移動分について、延期しようとするものでございます。</p> <p>次に第48号議案「投票所の指定について」、第49号議案「期日前投票所の指定について」ですが、愛知県知事選挙の投票所を、市長選挙と同じ21の投票区に指定し、期日前投票所を尾張旭市役所に指定しようとするものでございます。</p> <p>続きまして、第50号議案「選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について」ですが、こちらも第37号議案と同様に、選挙期間中に死亡及び国籍喪失者や転出4か月を経過した方を日々名簿から抹消しながら期日前投票を行うために定めようとするものです。</p> <p>最後に、第51号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」ですが、こちらは愛知県知事選挙に係る当該くじを行う場所を尾張旭市役所、日時を告示日であります令和5年1月19日の午後7時と定めようとするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第47号議案から第51号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p>

	<p>第 4 7 号議案から第 5 1 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第 4 7 号議案から第 5 1 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第 5 2 号議案「開票の場所及び日時の決定について」について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第 5 2 号議案「開票の場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第 6 3 条及び第 6 4 条の規定により、開票の場所を市の選挙管理委員会が指定した場所に設けることとなっているため、開票場所を尾張旭市総合体育館 2 階競技場（アリーナ）、日時を令和 5 年 2 月 5 日、午後 9 時と定めようとするものでございます。</p> <p>第 5 2 号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第 5 2 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>（なし）</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、第 5 2 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第52号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、続きまして、第53号議案「開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第53号議案「開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第61条第2項及び同法施行令第67条第1項の規定により、市の選挙管理委員会は開票管理者及びその職務代理者を選任することになっております。愛知県知事選挙につきましては、開票管理者には赤尾委員長を、開票管理者の職務代理者は森委員にお願いしようとするものでございます。第53号議案の説明は以上です。</p>
委員長	<p>では、第53号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	（なし）
委員長	<p>ご質問等ないようですので、第53号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第53号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第54号議案「開票立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第54号議案「開票立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第62条第2項の規定により、公職の候補者は、開票立会人となるべき者を1人定めて、選挙の期日前3日までに市の選挙管理委員会に届け出ることができることされており、その立会人が10人を超えるときは、市の選挙管理委員会がくじで定めた10人とすることになっております。また、同法第62条第6項の規定により、開票立会人を定めるために行うくじの場所を尾張旭市役所、日時を令和5年2月2日の午後5時15分に定めようとするものでございます。なお、開票立会人の届出は同日の午後5時までとなっております。第54号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第54号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	(なし)

委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第54号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第54号議案は可決されました。 本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙出前トークの報告 ○ 投票済証のデザインについて ○ 次回日程確認 <p>令和4年12月1日（木）午前10時から 201会議室</p>
委員長	<p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>